

新発田市議会議会中継システム構築・運用管理業務仕様書

1 目 的

本会議等の会議映像の開示を行うことにより、新発田市議会における市議会活動の情報公開を図ることを目的とする。

2 業務概要

新発田市議会の会議映像のライブ中継及び録画中継を実施するため、ASPホスティング方式により、議会中継システムの構築業務並びに映像配信を行うにあたっての運用管理業務を行う。そのため、次の業務を行うものとする。

(1) 議会中継システム構築業務

新発田市役所庁舎の本会議場及び委員会室に備付けの機器等を使用し、その他必要な機器・ソフトの調達及び機器の設置・初期設定、ホスティングサービスの調達、議会中継用のホームページの作成を行い、インターネット上に映像配信できるよう議会中継システムを構築する。

なお、本会議場及び委員会室に設置する議会中継システム関連機器等の日常的な操作は委託者が行うものとする。

① 機器等諸条件

ア システム構築にあたっては、映像、音響設備等既設の機器等を活用して構築すること。

イ 本会議場及び委員会室に既設の機器類については、別紙系統図等を参照のこと。

ウ 映像音声信号は、本会議場及び委員会室ともにHD-SDI BNC端子として別紙ラック外観図の端子盤に設置される。

エ エンコードパソコンは本会議場及び委員会室それぞれに設置すること。

オ エンコードパソコンは別紙ラック外観図のブランクパネル、またはラック隣接部にパソコンデスク（幅70cm×奥行き70cm程度、受託者が用意すること。）に設置することを想定しているため、格納可能なものとする。こと。（エンコードパソコンの形態によっては、ブランクパネルに設置の際にEIA規格のマウント金具が必要な場合があります。）

カ エンコードパソコンの映像音声入力は、HD-SDI入力可能なタイプとすること。

キ エンコードパソコンからの通信回線は、委託者が契約する既存の回線（フレッツ光ギガ同等回線、光回線終端装置及び接続装置は設置済）を利用すること。なお、終端装置は別途E P Sに設置してあり、そこからエンコードパソコンの設置場所（本会議場調整室、委員会室）までLAN配線済み。

当該通信費用は委託者が負担するものとする。ただし、集線装置（HUB等）は、必要に応じて受託者が用意するものとする。

※委託者が用意する既存の回線については、議会用Wi-Fi、会派室のインターネット等と併用している。

② 登録する過去データ

議会中継システム構築業務において、登録する過去データは次のとおりとする。

・本会議録画中継

平成29年2月定例会から令和3年12月定例会までのデータ

分量は概算で89日分（270時間）

・委員会録画中継

分量は概算で35日分（160時間）

③ 映像配信用ホームページの作成

映像配信用ホームページを作成し、インターネット上で公開できるようにすること。また、別添「新発田市議会会議録検索システム構築・運用管理業務仕様書」に基づき、会議録検索用ホームページの作成も委託することとしているため、この2つのホームページを結ぶ閲覧用ホームページも併せて提供すること。現行ホームページ同等以上であること。

なお、映像配信用ホームページ、閲覧用ホームページの全てについて、下記のとおり常時SSL化（SSL/TLS暗号化）を行うこと。

・SSL証明書を取得すること。

・WEBサーバに対してサーバ証明書の設定を行うこと。

④ 議会中継システムの稼働について

議会中継システムは令和4年3月1日から本格稼働するものとする。ただし、システム構築後、令和4年2月中にテスト配信を行い、システムの稼働状態の確認を行うこと。

(2) 議会中継システム運用管理業務

構築した議会中継システムを使用し、委託者が指示した会議映像のライブ中継及び録画中継を行う。システムの保守点検、障害時対応、操作説明指導等の運用支援、ホームページの掲載内容更新等、システムを安定的に運用管理するために必要な業務を含むものとする。

① 映像配信する会議

配信を予定している会議は当面の間、以下のとおりとする。ただし、実施後の見直しにより、下記以外の会議が追加される場合がある。

ア 定例会本会議（2月・6月・9月・12月）

開催回数 年間20回程度 / 会議時間数 年間70時間程度（休憩時間除く）

イ 臨時会本会議（※開催される場合）

開催回数 年間 2回程度 / 会議時間数 年間 3時間程度（休憩時間除く）

ウ 一般会計予算審査特別委員会（3月）

開催回数 年間 5回程度 / 会議時間数 年間25時間程度（休憩時間除く）

エ 一般会計決算審査特別委員会（9月）

開催回数 年間 5回程度 / 会議時間数 年間25時間程度（休憩時間除く）

② ライブ中継映像配信に関わる要件

- ア 受託者は定期的に通信確認等の動作チェックを行い、正常稼働できる状態を保つこと。
- イ ライブ配信を行うとともに、受託者側で用意したサーバに映像データを蓄積すること。
サーバに蓄積する期間は委託者が指定するが、録画中継用映像の編集完了までを想定している。編集完了後には、編集前後の映像データをそれぞれ記録媒体等に収録し、委託者に納品すること。
- ウ ライブ中継映像配信の際、開会前、休憩中、散会后等において視聴者側に配慮した映像を配信できるようにすること。

③ 録画中継映像配信に関わる要件

- ア 委託者の指示に基づき録画中継用の映像を配信すること。
なお、録画中継は当該会議終了後の5営業日以内にインターネット上に配信し、視聴可能な状態にすること。
- イ 録画中継映像は委託者が指定する期間（最大5年）蓄積し、常時配信可能な状態を維持するとともに、委託者が指定する期間配信すること。

(3) 会議映像データ加工業務

ライブ中継で配信した会議映像データをもとに、委託者の指示に基づき録画中継用の会議映像データの作成を行う。

- ① 映像のカット編集は320カット程度（年間）を想定している。
- ② 映像のテロップ表示に係る編集は、発言者名が入った画像を提供するので、会議日及び会議名等の必要なテロップを表示すること。
- ③ 発言の訂正や取消しがあった場合、編集（音声削除、カット編集、テロップ挿入等）を指示する場合があるので、必要に応じて対応すること。
- ④ 編集した映像は委託者の確認作業を経て、当該会議終了後の5営業日以内に配信するため、速やかにデータ加工業務を行うこと。
- ⑤ 編集完了後の映像データは記録媒体等に収録し、委託者に納品すること。

3 システム内容等

(1) 基本的事項

- ① システムは常時利用可能であること。ただし、メンテナンス等で運用を停止せざるを得ないときは、事前に委託者と協議すること。
- ② データの蓄積容量が十分に確保され、バックアップ体制も確保されていること。
- ③ データの改ざん防止対策、エンコードパソコン、サーバ等の主要機器に対する不正アクセス防止対策が図られている等のセキュリティ対策が講じられていること。
- ④ 一斉視聴に対する同時アクセス数（1,000人程度）が十分確保されていること。
- ⑤ 特殊なソフトウェアをインストールする必要なく、配信映像を視聴できること。
- ⑥ システム稼働中に障害が発生した場合、受託者は速やかに対応すること。

⑦ システムを安定的に運用するため、適切な時期にバージョンアップができること。

(2) 配信・視聴に関わる事項

- ① パソコンのほか、スマートフォン、タブレット等の携帯端末でもライブ中継及び録画中継を視聴できること。
- ② 時間を要することなくスムーズに配信映像の視聴ができるよう、データ伝送速度が良好なものであること。
- ③ システムの操作方法を説明するページを設けること。
- ④ 閲覧のためのブラウザについては、Microsoft Edge、Internet Explorer、Chrome、Safari、Firefox 等の一般的かつ多様なブラウザに対応できること。
- ⑤ MacOS でも再生できること。

(3) その他システムに関わる事項

- ① システムの操作等に必要なマニュアルを整備し、必要に応じて委託者側の職員に操作説明を行うなど十分な支援を行うこと。
- ② システム導入後、最初の会議開催時には無償で立ち会うこと。
- ③ ライブ中継及び録画中継別に会議日毎のアクセス数が確認できること。
- ④ 会議日及び月ごとにアクセス状況を報告できること。

(4) 映像配信用ホームページの内容等

- ① ホームページの全てについて常時 SSL 化 (SSL/TLS 暗号化) を行うこと。
- ② 画面構成、レイアウト、デザイン等は利用者が操作及び視聴しやすいものにする。
- ③ 会期名、会議日、議事日程、質問者名、質問通告内容等、可能な限り必要な情報が掲載できるようにすること。
- ④ 映像配信用ホームページから簡単な操作で映像検索ができ、検索項目は多様であること。
- ⑤ 録画映像は早送りや巻戻し等の操作による視聴が可能な画面構成であること。
- ⑥ 映像配信用ホームページへの掲載内容は、委託者の指示により変更できるようにすること。

(5) 閲覧用ホームページの内容等

(※会議録検索システム構築・運用管理業務仕様書にも同様の内容を記載しています。)

- ① ホームページの全てについて常時 SSL 化 (SSL/TLS 暗号化) を行うこと。
- ② 画面構成、レイアウト、デザイン等は利用者が操作及び閲覧しやすいものにする。
- ③ 議会中継に関する情報のほか、下記のような新発田市議会の基本的な情報が掲載できるような内容とすること。

【掲載を想定している情報 (参考)】

- ・市議会からのお知らせ
- ・市議会構成 (しくみ、役割等の情報)
- ・議員情報 (議員名簿、委員名簿等の情報)

- ・会議情報（会議日程、議案、代表・一般質問、議決結果、意見書、請願、陳情等の情報）
 - ・市議会広報（市議会だより、視察情報、政務活動費等）
 - ・会議録検索
 - ・議会インターネット中継、本会議・委員会の録画配信
- ※現行のホームページをご参照ください。

④ 閲覧用ホームページへの掲載内容は、委託者の指示により変更できるようにすること。

4 委託期間

(1) 議会中継システム構築業務

契約締結日から令和4年2月28日まで（契約締結は令和3年12月中旬予定）

(2) 議会中継システム運用管理業務

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60ヶ月、長期継続契約）

(3) 会議映像データ加工業務

令和4年3月1日から令和9年2月28日までに委託する業務について、年度ごとに単年度契約を締結するものとする。

【委託期間に係る留意点】

上記の「4 委託期間」のうち、(2)は地方自治法第234条の3の規定に基づく5年間（60か月）の長期継続契約に係るものであること、また、(3)は単年度ごとに契約を締結することとします。ただし、予算が成立しなかった場合には、委託契約を締結できないためご注意ください。

5 業務納品場所

新発田市議会事務局その他当市が指定する場所

6 その他

- (1) 本仕様に基づき作成した映像データの所有権及び著作権は、新発田市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の納品等に係る電子媒体等の郵送等に要する経費は受託者が負担するものとする。
- (3) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者双方において協議のうえ、決定するものとする。